| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容　※小文字記載は指摘事項の概要 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| ２．未収金（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果 |
| （4） 個々の未収金の検討の結果 |
| 【政策企画部】①　将来負担の額に集計した額 | 以下の未収金については、回収できない蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号１）。　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 平成24年度末残高 | 内、将来負担として集計した額 |
| 青少年海洋センターファミリー棟指定管理者納付金 | 10,517 | 10,517 |
| 合計 | 10,517 | 10,517 |

 | 本未収金については、一般債権に分類するのが妥当と判断し、債権回収を進めている。平成25年度においては、税務局税政課債権特別回収・整理グループと連携した債権回収に努め、承認した分割納付計画書に基づき、630千円を回収済。（平成25年度末残高9,887千円）また、「債務承認及び分納誓約書」においては、納付予定日までに納付が行われない場合には、分割納付の承認を取消した上で、残額債権を一括で請求し、状況に応じて滞納処分を行う旨を明記しており、引き続き、着実な債権回収に努めている。 | 措置 |
| ②　青少年海洋センターファミリー棟　指定管理者納付金等について【政策企画部】【財務部】 | 青少年海洋センターファミリー棟の指定管理者であった債務者が指定管理者として納付すべき納付金等を滞納したことによるものである。平成24年度末現在10,517千円の収入未済による債権が存在するが、当該債権は平成21年度分の納付金、及び当該納付金の不納付による損害賠償金等からなる。平成24年４月19日に債務承認及び分納誓約書が提出され、総額で10,717千円の債務が存在すること、平成24年３月23日から毎月５万円程度、平成26年４月30日に9,468千円の納付により完済することが確認されている。当該債務承認及び分納誓約書によれば、平成24年度末現在（平成25年５月31日現在）の債権残高は9,918千円となるはずであるが、分納についても遅延が発生しているため、想定残高とは一致しない。当該債務者については、金融機関等他の債権者にも債務があるが、大阪府は特段担保を有しておらず、また、納付に充当できる目立った資産も認められない状況である。決算書を閲覧したところ、平成24年度末で債務超過であり少なくとも３か年連続して赤字を計上していること、平成24年度の財務諸表の作成時点での回収状況を前提とすると、回収に要する期間が非常に長期に亘ることから、将来の回収の見込みは相当不確実であると考えられたはずである。したがって、平成24年度末現在においては、当該債権の全額の回収は困難であると判断すべきであった（意見番号２）。本債権のような未収金の発生を防止し、債権を保全する観点からは、例えば、指定管理契約の継続の判断に当たって、資力の状況についてできるだけ客観的にチェックを行うためのチェックリスト 等を作成すべきである（意見番号３）。 | 本未収金については、一般債権に分類するのが妥当と判断し、債権回収を進めている。平成25年度においては、税務局税政課債権特別回収・整理グループと連携した債権回収に努め、承認した分割納付計画書に基づき、630千円を回収済。（平成25年度末残高9,887千円）また、「債務承認及び分納誓約書」においては、納付予定日までに納付が行われない場合には、分割納付の承認を取消した上で、残額債権を一括で請求し、状況に応じて滞納処分を行う旨を明記しており、引き続き、着実な債権回収に努めている（意見番号２）。平成25年度包括外部監査における指摘をふまえ、平成26年３月に「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」を改正し、指定管理契約の継続判断に当たり、指定管理者の資力にかかる状況を確認する際の参考となるチェックリスト例を追記した（意見番号３）。 | 措置措置 |
| 【総務部（現　財務部を含む。）】①　将来負担として集計した額 | 以下の未収金の一部については、回収できない又は回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権に関しては、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号４）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 平成24年度末残高 | 内、将来負担として集計した額 |
| 退職手当返納金に係る延納利息 | 19,203 | 9,601 |
| 退職手当返納金に係る延滞金 | 1,512 | 756 |
| 土地貸付料 | 9,845 | 1,555 |
| 土地貸付料に係る延納利息 | 3,819 | 629 |
| 合計 | 34,379 | 12,541 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円） | 退職手当返納金については、債務者が高齢の年金生活者であり、また資力が乏しいという状況から勘案すれば、弁済できない可能性が高いと判断せざるを得ないことから、平成24年度から評価性引当金取扱要領による「貸倒等懸念債権」に該当するものとして区分するとともに、残額の半分を要引当金とした。土地貸付料については、会計局及び債権回収・整理チーム等の関係部局と協議調整を行った上で、個々の債務者の資力や財産の現況等、客観的な状況を勘案して回収可能性の判断を行うとともに、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきであることを基本的な考え方とした。土地貸付料等の未収金の一部については、債務者の生活実態や経済事情等から、回収可能性が乏しいと判断せざるを得ないことから、評価性引当金取扱要領による「貸倒等懸念債権」に該当するものとして区分し、所用額を要引当金とした。 | 措置 |
| ②　退職手当返納に係る延納利息等の回収努力について【総務部】 | 部局の説明によれば、当該債権は、退職手当返納に係る履行延期に伴い生じた延納利息であるが、本来の債務者である元職員の死亡により遺族に引き継がれたものである（元本約30,000千円は回収済み。）。この延納利息等（20,715千円）については、退職手当返納金の元本回収を優先的に行った結果、未収となっているが、年２回定期的に文書による催告を行っているものの、電話や訪問等は行っていない。現状は当該未収金に係る回収努力は十分であるとまでは言えない。今後、積極的に電話や訪問等による催促、分納交渉等についても検討すべきであると考える（意見番号５）。 | 退職手当返納金については、指摘を踏まえ、催促の方法や分納交渉等について検討を行ったが、債権者の所在等を把握できていること、債権者の収入状況に変更がないこと等から、従前どおり、引き続き催促を行い債権の回収に努めていく。 | 措置 |
| ③　土地貸付料の回収可能性について【財務部】 | 府有財産の貸付けに伴って発生する土地貸付料に係る収入の未済は、平成24年度末現在で、9,845千円である。債権の中には、平成12年度、平成14年度、平成18年度、平成20年度の調定以降一度もその納付がないものが含まれていた。具体的には、平成12年度以降滞留している債権が2,542千円、平成14年度以降滞留している債権が120千円、平成18年度以降滞留している債権が37千円、平成20年度以降滞留している債権が412千円の計3,111千円である。最長で10年以上回収がないという事実に加え、これらの債権については、個々にみても、財産らしい財産がない債務者、経営する事業が不振の状況にある債務者、生活保護受給者、非常に高齢の年金受給者等、全額が回収可能であると判断できる根拠が実質的にも乏しいと考えられた。所属へのヒアリングによれば、過去から回収可能と判断している債権であるが、上記の事情に鑑みると、全額が回収可能であるとは判断し難い。債権の回収可能性は過去からの前例に従うのではなく、個々の債務者の資力や財産の現況に応じて適切に判断すべきであり、あくまで回収可能性の判断時点での客観的な状況をみて判断すべきである（意見番号６）。 | 債権については、個々の債務者の資力や財産の現況等、客観的な状況を勘案して回収可能性の判断を行うこととする。今後とも引き続き、債権の回収に努めていく。 | 措置 |
| ④　契約締結時に貸付料が未収となるリスクをできる限り低減する方策を検討すべき【財務部】 | 土地の貸付けに伴って回収が困難と見込まれる債権の存在が認められる。不法占拠の解消を第一義的な目的とした賃貸借契約 である等、個々に事情はある。しかしながら、府民にとって重要な資産である土地の貸付けによって本来得るべき貸付料の収入が未収となり、府民の負担が生じることがないよう、方策を検討すべきである。現状では、大阪府においては、特段土地等の不動産の貸付けに伴い保証人を取ることはしていない。また、一部の契約において賃貸料の滞納が生じているにもかかわらず、債務不履行を要件とする契約解除を行っていないものもある。新たに契約を行う場合においては、不動産の貸付けに伴う契約段階で借主の資力調査を行うことや所得証明を入手すること、連帯保証人をつけること、十分な保証金を取ること、契約時に貸付料の前払いを徹底すること、契約書において一定期間滞納した場合には契約を解除して、強制退去を求めること等、契約締結時に貸付料が未収となるリスクを極力低減する方策を検討すべきである（意見番号７）。　債権という資産の保全、公有財産の有効活用の観点から、大阪府における保証の考え方として、貸付料が未収となるリスクを極力低減する方策を整理し、「公有財産事務の手引き」に明記すべきであると考える（意見番号８）。 | 滞納リスクを極力低減するための措置として、契約時に貸付料の前払いを推進することとし、その旨を平成26年３月に改訂の「公有財産事務の手引き」に記載した（意見番号７、８）。 | 措置 |
| 【福祉部】①　将来負担として集計した額 | 以下の未収金については、回収が困難であると認められる蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号９）。　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 平成24年度末残高 | 内、将来負担として集計した額 |
| 補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金 | 112,374 | 11,592 |
| 合計 | 112,374 | 11,592 |

 | 未収金について、法人は返済の意思を有しており、これまで、返済額についての継続的な協議を行ってきている。引き続き、返済額について、法人と協議を行い、確実な回収に努めていく。 | 措置 |
| ②　補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金について【福祉部】 | 当該債権は、社会福祉法人Ａに対する補助金の不正受給の返還命令に伴うものである。当該不正受給は当時の理事長の独断による単独かつ悪質な不正であり、共謀者である施設工事の発注先業者である代表取締役は法人外部にあることから、新体制となった現状の法人に対する恩情的な心情は理解できる。しかしながら、あくまでも補助金の交付対象は当該社会福祉法人に対するものであり、不正受給の大阪府に対する返還責任は当該社会福祉法人にある。そこで、大阪府は府民の負担を増加させないためにも当該債権の債権者として債権の保全に向けた毅然とした対応が必要である。この点について、現状において以下の点について問題がある。（イ）現状では、平成22年3月24日付大阪府知事宛「返済方法に関する文書」において、返済額は毎月一定額と決算時に「決算後１月以内に当期資金収支差額の50％を納付する。」と定められている。当該文書が大阪府と当該社会福祉法人との間で返済方法を定めた唯一のものであるが、平成24年度決算に係る納付がただちに行われていなかった（結果番号１）。 | 法人との連絡を密にし、返済文書に記載どおりの返還に遺漏の無いように努める。 | 経過報告 |
| 【福祉部】 | （ロ）現状は（イ）のとおり、決算時には「当期資金収支差額」の50％を納付するものとされているが、「当期資金収支差額」は社会福祉法人会計基準によれば他の会計区分や経理区分への繰入、積立金の積立て等法人の意思決定に基づく資金拠出や資金流出を行った残額である。つまり、当該「当期資金収支差額」はなんらかの積立を行う等法人の判断により恣意的に調整可能な金額である。債権の保全の観点からは「当期資金収支差額」ではなく、他の会計区分や経理区分への繰入控除前の「経常活動資金収支差額」の一定割合にするなど、法人の恣意的な判断により返済額が調整されないような工夫し、より確実に債権の回収ができるように返済額を設定することが必要である（意見番号10）。また、「当期資金収支差額」を前提として決算毎の返済額を確定する以上、「当期資金収支差額」の信頼性、つまり、当該社会福祉法人の財務諸表の信頼性が確保されていなければならない。　　当該社会福祉法人においては過去元理事長によって不正が行われた事実、大阪府が１億円超にものぼる多額の債権を有している点に鑑み、より積極的に財務諸表の信頼性を担保するための取組みが必要であると考える（意見番号11）。 | 法人の判断により返済額が調整されることのないよう、今後の返済額の考え方について、法人と協議を行っている。また、財務諸表に関しては、法人指導を担当する地元市とも情報交換を行い財務状況を確認していく（意見番号10、11）。 | 経過報告 |
| 【福祉部】 | （ハ）所属に対するヒアリングからは、現状では当該社会福祉法人の事業運営の安定性や継続性の確保が必要との認識から、当該法人が他に有する多額の債務（（独）福祉医療機構に対する借入金１億円強と個人からの借入金２億円）の返済を確実に行うことに配慮している等、監査人には、他の債務の状況を必要以上に配慮しているように感じた。所属も認識しているとおり、他の債務と大阪府が有する債権との間に優劣関係はないのであるから、より積極的に回収交渉をすることが必要である（意見番号12）。 | 返済の考え方について、法人と協議を行っているところであり、引き続き返済額の見直しに向けて協議を行っていく。 | 経過報告 |
| ③　児童福祉法第56条徴収金負担金（助産施設入所者負担金）について【福祉部】 | 大阪府では、国が定めた所得区分別の徴収金に準じて原則的に 各市町村の福祉事務所が決定した負担金を徴収しているが、毎年徴収できずに時効が完成する債権が数件存在する。これは、これまで、所属では催告状のうち返送されたものについては、市町村にその調査を依頼するものの、なおも所在不明の債務者に対しては、調査を継続せず、状況を追及していなかったことが一因である。現在は、所在不明の債務者の追跡が進められ、少なくとも債務者のうち１名だけが所在不明の状況にまで至っている。このように、これまでは、継続的に、債務者の特定、現況の調査、及び、債権回収に向けた粘り強い対応が十分に行われていたとは言い難い。大阪府として、他の入所者や他の債務者との公平性の観点や他の所属における債権の回収事務の状況と照らして、非常にアンバランスであることから、まずは所在不明の債務者の特定に向け、各市町村と連携し継続的に調査を行うとともに、既に判明している債務者に対しては、適時に回収に向けた督促を行う必要がある（意見番号13）。 | 平成26年８月以降、所在不明の債務者の特定に向け、各市町村担当課を通じて所在調査を行っている。既に判明している債務者に対しては、各市町村と連携しながら、債務者の状況確認等を行い、適時に回収に向けた督促を行っている。 | 措置 |
| 【健康医療部】①　将来負担として集計した額 | 以下の未収金の一部については、回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号14）。　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 平成24年度末残高 | 内、将来負担として集計した額 |
| 原爆被爆者手当金返納金 | 15,773 | 15,773 |
| 合計 | 15,773 | 15,773 |

 | 債務者への催告に加え、手当金振込口座について、金融機関への預金照会を行い、残金の有無や相続手続きの有無等について調査を行い、回収に努めるとともに、必要に応じた法的措置も検討する。 | 経過報告 |
| ②　原爆被爆者手当金返納金について【健康医療部】 | 原爆の被爆者が６千数百名府内におり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下、「原爆法」という。）上の定めに基づき毎月原爆被爆者手当金を給付している。原爆被爆者が死亡した場合、役所への届け出の他、原爆法上大阪府へ届けをする必要があるが、この手続きを行わない遺族が多く、一時的に過払いとなった時の返納金が当債権の内容である。現在、新公会計制度に基づく報告上、債権回収整理計画上、また債権有高通知上、いずれも未収金として認識し報告している金額が債権として認識すべき金額とは異なっている。未収金の金額が7,000千円程度過少となっているため、適切に処理すべきである（結果番号２）。当該債権はその多くで時効を迎えていること、また、相続人の支払意思がないものが殆どであることから、全額回収可能性があるとしている現状の判断は妥当ではない（意見番号15）。 | 債務者が特定でき、調定している額を未収金として報告している。債務者への催告に加え、手当金振込口座について、金融機関への預金照会を行い、残金の有無や相続手続きの有無等について調査を行い、回収に努めるとともに、必要に応じた法的措置も検討する（結果番号２、意見番号15）。 | 経過報告 |
| 【商工労働部】①　将来負担として集計した額 | 以下の未収金については、回収できない蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号16）。（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 平成24年度末残高 | 内、将来負担として集計した額 |
| 補助金返還金（Ａ社） | 63,633 | 31,816 |
| 補助金返還金（Ｂ社） | 12,303 | 12,303 |
| 合計 | 75,936 | 44,119 |

 | 【補助金返還金（Ａ社）】平成24年度末時点においては、Ａ社の資産状況等を十分に把握するに至らなかったため、「評価性引当金取扱要領（平成23年３月30日会計第3897号）」に基づき、貸倒等懸念債権として引当金額を債権額の半額としていたが、平成25年度において、同社との交渉の中で同社の資産状況等をある程度把握することができた結果、回収できない蓋然性が相当程度高いと判断したため、平成25年度末時点の評価性引当金報告書において引当金額を債権額の全額とした。【補助金返還金（Ｂ社）】定期的な返還交渉など債権回収のための努力は続けているが、監査結果を踏まえ「評価性引当金取扱要領（平成23年３月30日付け会計第3897号）」に基づき、債権分類を一般債権から貸倒懸念債権とし引当金額を50％とした。今後とも適切な債権管理を行い、債権回収に努める。 | 措置 |
| ②　Ａ社による補助金等返還金に係る債権について【商工労働部】 | 商工労働部では、Ａ社に対して、補助金返還金の収入の未済による債権が存在する。当該補助金は、企業立地の促進を目的とした補助金であり、その支給要件として、一定期間の操業を条件としているが、この条件に反して操業を停止した場合に課される補助金の返還金とペナルティとしての加算金が本件の内容で、平成24年度末現在の同社に対する残高は63,633千円である。現在、所属は、履行延期し分割納付により回収しようとしているが、そもそも債務承認が得られていない。なお、他の部局においても50百万円程度という多額の未収金を抱えており、そちらも同じく滞留している。債務者である会社の代表取締役社長の言によると債務者には財産と呼べる財産がないとのことであり、大阪府以外にも多数の債権者が存在し多額の債務を有している。さらに、複数の他の債権者が既に不動産や動産の差押えをしていた事実も判明した。このように、実質的には経営破綻の状況に陥っており、債権の回収は非常に厳しいにもかかわらず、回収可能性はあるとした判断は誤っている（意見番号17）。 | 平成24年度末時点においては、Ａ社の資産状況等を十分に把握するに至らず、一方で同社が営業を継続していることから、回収可能性がないとは言えないと判断していたが、平成25年度において、同社との交渉の中で同社の資産状況等をある程度把握することができた結果、債権の回収は非常に厳しいと判断した。 | 措置 |
| 【環境農林水産部】①　将来負担として集計した額 | 以下の未収金については、回収できない蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号18）。（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 平成24年度末残高 | 内、将来負担として集計した額 |
| 原状回復事業弁償金 | 381,698 | 277,198 |
| 合計 | 381,698 | 277,198 |

 | 平成26年３月末現在、41,937,580円を回収可能債権として評価している。なお、回収できない蓋然性が相当程度高いと見込まれた339,685,571円については、大阪府財務規則第33条の規定に基づき、平成26年３月30日付で不納欠損処理を行った。 | 措置 |
| ②　原状回復事業弁償金について【環境農林水産部】 | 当該債権は、生活環境保全上の支障が生じ又は生じるおそれがあり、行為者等が措置を講じなかったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第19条の８第１項の規定に基づき緊急に廃棄物の除去を行なった行政代執行に要した経費を本来処理すべき者に求償したもの。当該債権は債務者７名に対するものであり、平成24年度末現在の債権金額は総額で381,698千円。所属では、当該債権の個々の債務者について現況を把握した上で、債務者の資力の現況や現状の生活の状況等から判断し国税徴収法第153条第１項第２号に定める事由に該当するとして、その債権の一部 については滞納処分の停止を行っている。そこで、債権の回収可能性について（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の基金より交付金として充当された金額を除く全額回収困難であると判断している。しかしながら、この回収可能性に関する判断は誤っている。現状では、大阪府は当該交付金257,621千円を控除し、さらに、今後見込まれる返済額を考慮して、将来的に大阪府が負担することになる額は104,499千円であると判断しているが、あくまで257,621千円は過去の決算で収入に計上済であることから、将来的に大阪府が負担することになる額は現状の債権総額の381,698千円と今後見込まれる返済額の差額であると判断されるべきであった（結果番号３）。 | 将来的に大阪府が負担することになる額として、現状の債権総額から既に返済が行われた額を除いた差額である41,937,580円を平成25年度末決算において、不能欠損引当金として改めて計上した。 | 措置 |
| 【都市整備部】①　将来負担として集計した額 | 以下の未収金については、回収が困難であると認められる蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号19）。（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 平成24年度末残高 | 内、将来負担として集計した額 |
| 都市整備費雑入 | 14,309 | 7,504 |
| 合計 | 14,309 | 7,504 |

 | 平成25年度決算整理において、本債権の回収計画の内容を考慮し、未収金の債権分類を一般債権から貸倒懸念債権に分類するとともに、会計局と協議の上、「評価性引当金取扱要領」に基づき、債権額の５割にあたる700万余円を要引当金額として計上した。 | 措置 |
| ②　都市整備費雑入について【都市整備部】 | 平成18年に本件債務者は、府道八尾枚方線、都市計画道路寝屋川大東線において、道路損傷行為を起こした。大阪府は、同じく道路管理者である門真市と共同で道路復旧工事を行ったが、その工事費用は本来本件債務者が負担すべきものであることから、道路法第58条第１項に基づき平成19年４月６日付で原因者負担命令をし、収入の調定を行った。大阪府に帰属する当初の収入調定額は17,775千円であり、これまで3,466千円の返済を受けているが、うち3,396千円は自動車損害保険金による損失補てんであり、債務者自身からの返済は70千円にとどまる。平成24年度末の債権残高は14,309千円。同債務者は、平成24年10月12日付で債務承認及び分納誓約書を提出しているが、他の地方公共団体（門真市）にも本件事故を原因とする80百万円にものぼる多額の債務を有していることもあり、現状は当該債務者からの申出等も考慮し、分納額を月10千円と定めている。現状の返済条件によれば、完納までおよそ120年もの期間が必要となる。また、当該債務者には不動産等の目立った資産はない。このような状況の中、現状所属では、債権全額について、回収可能性があると判断している。しかしながら、これらの状況に鑑みると、当該債権の全額の回収は極めて困難であると判断すべきであり、回収可能性についての判断は誤っているといえる（意見番号20）。現在の債務者の職業や収入等は不明ということであり、債権区分の判断に当たって、また、分納額の交渉に当たって、債務者の職業等の情報は極めて重要な情報である。このように、重要な情報を把握していない状況で、適切に債権管理を行っているといえるのか、債権回収に向けた有効な交渉を行いうるかは、疑問である。確かに所属に地方税法に定めるような強制捜査権はないものの、適切に債権管理と債権回収を行う上では、債務者の現況を継続して、かつ、可能な限り網羅的に把握するよう努めるべきである（意見番号21）。 | 債務者は平成24年の債務分割承認からこれまで一度も延滞なく賠償金の支払いを継続しているが、今後も引き続き分割納付計画に基づき着実な履行の監視に努める（意見番号20）。また、平成26年８月末、同事件の債権者である門真市とともに債務者に現在の職業や収入等生活状況についてヒアリングを行ったところ、分割債務承認当時と変わりないことが判明し、現時点での返済額の増加は不可能であると判断した。しかしながら、今後、収入の向上や臨時収入があれば、返済額の増加や一時金を納入するよう指導を行う。引き続き、債務者と定期的に連絡をとり、債務者の生活状況等を把握し、適正な債権管理に努める（意見番号21）。 | 措置措置 |
| ③　港湾施設使用料について【都市整備部】 | 平成24年度末の港湾施設使用料に係る未収金額98,702千円（港湾整備特別会計における残高も含む。）の中には、当初調定日から現在に至るまで５年以上経過しているものもあり、かつ、その間も使用者に継続して港湾の使用を認めている事例も見受けられた。「港湾施設取扱要領」（昭和46年10月４日制定）によると、少なくとも年２回は使用料の納付を行わなければならない規定となっており、大阪府港湾施設条例第18条には知事が指定する期日までに使用料を納付しない者にはその許可を取り消すことができるという規定がされているものの、特段上記のとおり長期にわたる未収を抱える使用者に対して使用許可の取消は行っていない。使用許可の取消処分を検討の俎上に載せて取消しの検討対象とする基準等、統一的な運用ルールを作成の上、分納等の履行が滞る状態の事業者については、使用許可の取消処分を行うことを検討すべきある（意見番号22）。 | 使用料の滞納があり、分納等の履行が滞る事業者への対応として、これを類型化し、月毎及び年度毎の許可の更新の取り扱いについて、次のとおり、統一した運用ルールを作成した。（港湾局における運用ルール）使用料の滞納がある使用者への使用許可使用料の滞納が生じている使用者への許可の可否については、以下の基準により判断するものとする。ア　催告にもかかわらず滞納が３か月以上におよび担保提供又は納付誓約書、分納誓約書等の提出がない場合は、許可の更新を行わない。イ　特段の理由がなく、分納誓約に基づく分納の履行が中断された場合は、許可の更新を行わない。ウ　分納誓約を下回る分納額となり、年間納付額が１年間の使用料の総額を下回ることが確実になった場合は、許可の更新の可否について、局幹部会に上申し判断を得る。この運用ルールの具体化を図るため、港湾局における事務執行の基本事項を記載している「港湾施設取扱要領」を平成26年９月に改定するとともに、新たに平成26年７月、「港湾局債権回収整理マニュアル」を策定し、各々にルールの位置づけを行い、統一的な事務執行ができるよう体制を整えた。 | 措置 |
| ④　内部統制の視点からのチェック機能の充実について（ロ）報告書15の全体的な整合性について【都市整備部】 | 私債権（貸付金以外）（鳳土木事務所）における土地使用料121千円について、本来、破産更生債権であるが、一般債権として区分されていた。なお、不納欠損引当金は債権全額を計上しているため、特段評価には問題はない。債権の評価について、大阪府は現在実務的な定着を図っていこうとする段階であり、現状においては上記のとおり、各種マニュアルや考え等が十分に浸透していない状況と見受けられる。そこで、適切に決算を行う上で、都市整備部の関係する所属においては、債権の評価等主観性や見積りが介在するような事務については、その事務の客観性がより担保されるよう十分に検討されることが望まれる（意見番号23）。 | 平成25年度決算整理において、本債権の回収が極めて困難であることから、未収金の債権分類を破産・更生債権に分類するとともに、「評価性引当金取扱要領」に基づき、債権の全額を要引当金額として計上した。また、年次決算整理における債権の分類については、個別の債権の状況に応じて適切に分類するとともに、債権の回収及び整理に関する条例及び同条例施行規則に基づく「債権回収・整理計画」における債権区分と整合を図るよう周知し客観的な評価が担保できるよう努めている。 | 措置 |
| 【住宅まちづくり部】①　将来負担として集計した額 | 以下の未収金の一部については、回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号24）。（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 平成24年度末残高 | 内、将来負担として集計した額 |
| 府営住宅使用料及び損害金（入居者） | 822,187 | 109,788 |
| 府営住宅駐車場使用料 | 392,646 | 6,774 |
| 府有財産賃貸借契約に係る賃貸料及び延滞金 | 2,624 | 2,624 |
| 合計 | 1,217,457 | 119,186 |

 | 府営住宅使用料及び損害金（入居者）については、関係部署と監査人の意見を踏まえ検討中（意見番号24）。府営住宅駐車場使用料については監査での指摘を踏まえ、平成25年度末時点において回収可能と考えられる金額を基に評価した（意見番号24）。府有財産賃貸借契約に係る賃貸料及び延滞金に係る未収金については、平成25年度決算において、評価性引当金取扱要領第５条に基づき、貸倒等懸念債権に分類し、不納欠損引当金を計上した。今後とも債権の回収に向けた取り組みを継続するとともに、債務者の状況確認や財産調査等を踏まえ、回収困難な場合は徴収停止の手続きも検討する（意見番号24、25）。 | 経過報告措置措置 |
| ②　府有財産賃貸借契約に係る賃貸料及び延滞金について【住宅まちづくり部】 | 府有財産賃貸借契約に係る賃貸料及び延滞金の原債務者は、第三債務者に対して有すると主張する債権の回収を図るために、訴訟を提起した。そのため、大阪府は当該債権に対して債権差押命令申立による強制徴収手続を実施したが、原債務者の敗訴が確定し、取立債権が消滅してしまった。また、当該第三債務者以外の者に目立った債権等を有していないことから、現時点では差し押さえるべき財産もなく、徴収停止や債権放棄等の手続きも検討する必要がある状況にある。これらの状況に鑑みると、現状においては、当該債権は、債権回収整理計画上回収対象債権としていることから回収努力は当然ながら継続する必要があるが、当該債権の回収可能性は極めて困難であると判断すべきであった（意見番号25）。 |
| ④　府営住宅使用料及び損害金（入居者）について【住宅まちづくり部】 | （イ）府営住宅に係る債権は府営住宅の借主である原契約者が既に死亡、若しくは長期間連絡がつかない状況にある債権、さらに原契約者が既に死亡が判明していても相続人が居所不明若しくは連絡がつかないという状況にある債権である。当該住居に人が生活しているような形跡や事実は特に認められず、残置家財が府営住宅を不法占拠している状況にある。現状は原契約者の死亡が確認されたものについては、家賃相当額を住宅損害金として、現契約者の死亡が確認されていないものについては、住宅使用料として、収入の調定を行っている。相続人等が特定され、連絡先が判明している分については、残置家財の撤去を申し出、住宅損害金の納付書は当該相続人等に送付している。一方、相続人等が特定されず、連絡先が判明していない分については、住宅使用料又は住宅損害金の納付書は原契約者の登録先、すなわち、府営住宅の当該住居に送付している。当然ながら、後者については誰も受取人がおらず返送されてくるのみである。この状況において、監査人は四点の問題があると考えた。第一の問題点は、そもそも、当該状況が判明した時点、少なくとも、名義人である原契約者の死亡を確認した時点で適時適法な住宅返還に向けた手続をしていなかった点である。また、この問題に関連し、適時適法に住宅返還を進めるための事務手続や事務フローが確立されていない点も問題である。即刻、適時適法に住宅返還を進めるための事務手続や事務フローを確立し、当該状況の合法的な解消に向けた具体的な手続を進める必要がある（意見番号26）。第三の問題点は、相続人等が特定されず、連絡先が判明していない分について、住宅使用料又は損害金の名目で収入の調定を行っている点である。現状は、所属では概念上の残置家財の相続人を納入義務者として収入の調定を行っているが、具体的な人物を特定できておらず、収入の調定を行う上での法的要件を満たしているか疑義が残る。監査人は、対外的に積極的に取引することを目的としていない残置家財を債権の相手方として認識し、収入の調定を行うことは誤っているという意見を有している。また、法的手続により残置家財を相手方として住宅使用料又は損害金の賠償請求を行ったとしても、相続人等が特定されない又は存在しない場合、府が回収可能な金額は残置家財の処分価値の範囲内に限られることとなり、残置家財の処分価値を超えて回収できる可能性は無い。したがって、少なくとも、残置家財の処分価値を超えて収入の調定を続けることは不合理である（意見番号27）。第四の問題点は、相続人が不明又は支払いに応じない場合の未収金の回収について、現状は大阪府営住宅条例第８条で定められた保証人に対する請求が行われていない点である。このような場合には、少なくとも、原契約者である契約名義人が死亡する前に現に発生していた住宅使用料の収入の未済については、当該保証人に対して保証の履行を求めるべきである（意見番号28）。（ロ）このように、当該債権は原契約者である契約名義人が既に死亡あるいは連絡が途絶えている状況、また、相続人についても居所不明あるいはそのほとんどにおいて直近１年間の入金がないこと等からも客観的に支払意思がないと認められる状況にあることから、今後の回収は極めて困難であると考えられる。そこで、当該債権のうち、少なくとも本監査で検討の対象とした35件109,788千円は、回収可能性はないものとして、破産更生債権に分類すべきである（結果番号４）。付随的に、当該35件109,788千円が過去不納欠損処理されていたとすれば、現在の一般債権の回収可能性にも影響を及ぼすことになる（意見番号29）。つまり、過去不納欠損処理されていれば、不納欠損・貸倒実績率の算定に影響が及ぶことになる。現状府営住宅使用料及び損害金（入居者）に係る不納欠損・貸倒実績率はゼロとされているが、不納欠損・貸倒実績率が所定の方式により算出されることによって、一般債権についても所要の額が回収困難と見込まれることとなる。 | 現在、住宅返還を進めるための事務手続き、事務フローを定めたマニュアルを作成中（意見番号26）。残置家財の処分価値を超えて収入の調定を続けることは不合理であるという意見に対し、関係部署と検討中（意見番号27）。契約名義人が死亡した住宅の明渡しを進めるとともに、明渡し後、債権回収を委託している弁護士法人から保証人に対する請求を行う予定（意見番号28）。指摘の35件について、引き続き、相続人調査を進めており、その結果を踏まえて対応を検討（結果番号４、意見番号29）。 | 経過報告経過報告経過報告経過報告 |
| ⑤　府営住宅使用料及び損害金（退去者）について【住宅まちづくり部】 | 府営住宅の退去者に係る債権回収事務は、外部の弁護士法人に委託されている。所属では、消滅時効経過後、不納欠損基準に基づき担当者が個別に交渉過程等を確認し、支払拒否、所在不明等の案件を不納欠損対象とし、決裁のうえ、所属として判断している。しかしながら、この業務に当たって具体的な運用ルールを明文化したものがないため、統一的な取扱いが確保されない可能性を否定できない。不納欠損処理がどの担当者が担っても適切に行われるよう、また、担当者が交代しても事務に支障をきたすことがないよう、不納欠損処理のための具体的で統一的な運用のルールを策定する必要がある（意見番号30）。 | 平成26年３月に大阪府債権の回収及び整理に関する条例が改正されたことにより、これまでの不納欠損基準に基づく不納欠損から、条例による債権放棄によって不納欠損を行うことに変更した。今後は全庁統一した債権放棄のルールによって事務を進める予定。 | 措置 |
| ⑥　府営住宅駐車場使用料について【住宅まちづくり部】 | （イ）最も古い債権である平成18年度に発生した府営住宅駐車場使用料は、平成23年度に時効期限を迎えているにもかかわらず、不納欠損処理が一度も行われていない。その一因としては、所属では府営住宅使用料の滞納者と合致する債務者がいないかどうかの把握を行っていなかったことから、個々の債権の回収可能性に関する判断がこれまで適時適切に行われていなかったことがあげられる。申込の承認時には家賃滞納がないことは確認しているとのことであったが、府営住宅駐車場使用料に係る債権の回収可能性を適切に判断するためには、回収可能性の判断時点において府営住宅駐車場使用料に係る債務者の中に府営住宅使用料の滞納者と合致する債務者がいないかどうかの把握を行う必要がある（意見番号31）。また、当該府営住宅駐車場使用料に係る債務者の中には、自己破産者が存在する。「府営住宅使用料不納欠損基準」によれば、破産事実は不納欠損処理の事由に該当するが、平成24年３月５日に策定された「大阪府府営住宅駐車場使用料不納欠損処理基準」には、破産事実が不納欠損の事由にあたると規定されていない。破産事実が処理基準に規定されていなかったことが、所属がこれまで不納欠損処理を一度も行っていない一因である。適切な債権管理のために、「大阪府府営住宅駐車場使用料不納欠損処理基準」の速やかな改訂が必要である（結果番号５）。（ロ）以上のとおり、当該債権のうち、少なくとも自己破産者に係る債権566千円については、不納欠損処理すべき債権であり、破産更生債権に分類すべきである（結果番号６）。また、時効を迎えた債権6,208千円については、当該債権の回収可能性は殆どなく、回収可能性についての判断も誤っている（結果番号７）。 | 平成25年度決算において、府営住宅駐車場使用料に係る債務者の中に府営住宅使用料の滞納者と合致する債務者がいないかどうかを把握し、債権の回収可能性を適切に判断した（意見番号31）。平成26年３月に「大阪府府営住宅駐車場使用料不納欠損処理基準」を改訂し、平成25年度に破産事実を確認できた滞納者の債権822,560円について不能欠損処理を実施した（結果番号５）。自己破産者に係る債権については、平成25年度決算において、上記のとおり不納欠損処理を実施した（結果番号６）。平成25年度決算において、時効を迎えた債権全額を破産更正債権へ分類した（結果番号７）。 | 措置措置措置措置 |
| 【会計局】①　回収可能性の判断の実務の定着に向けた取組みについて | 各部局、各所属ではいまだ回収可能性についての判断の実務、これらの回収可能性に係る判断を受けての債権の区分方法、債権回収整理計画上の区分と新公会計制度上の分類、両者の対応関係、相違点とが十分確実に浸透していないと見受けられるため、会計局会計指導課は、これらについて各所属及び新公会計制度推進者に浸透する取組みを引き続き強力に進めることが期待される（意見番号44）。 | 平成26年度より、決算整理に関する説明会とこれまで別途開催していた新公会計制度に関する研修会を一体として開催（３日間、全所属対象）し、債権回収に係る判断等も含め、各部局の新公会計制度に対する理解の向上を図った。また、日常の業務において生じる疑問や課題に対応するため、「新公会計制度事務マニュアル」を作成し、全所属に配付した。特に、同マニュアル内に、「評価性引当金における債権の分類」の項目を設け、詳細な説明を行った。今後も、こうした研修やマニュアル配付等を通じ、各部局の理解を深めるよう努める。 | 措置 |
| ３．棚卸資産の検討並びにその検討結果 |
| （3）　個々の棚卸資産の検討の結果 |
| 【政策企画部】 | 政策企画部危機管理室では、災害救助基金として相当数の救助用物資を有している。具体的には、煮炊き不要の非常用食品約87万食、毛布約57万枚等を含む約４百８十万点、金額にして、16億６千７百万円。物資の保管状況について、月に１度現地へ赴き保管倉庫の見取り図により外観上の物資の状況は把握しているとのことであるが、棚卸は過去一度も実施したことはない。物資、具体的には、非常用食品や毛布等、消費者の生活に密着するものであることからこそ、一般的に盗難、流用の危険性が相対的に高いものと懸念する。数量の相違はこれまでなかったとのことであるが、あくまでも数量の確定は棚卸手続を経て行うべきである（意見番号45）。 | 現地での現物点検を毎年１回（９月頃）実施することとし、今年度においては、平成26年９月16日から次の日程で点検を実施した。(1) 南部広域防災拠点（平成26年９月16～17日）(2) 北部広域防災拠点（平成26年９月17日）(3) 中部広域防災拠点（平成26年９月18日～19日）次年度以降も同様に現物点検を実施し、適正に管理を行っていく。 | 措置 |
| 【住宅まちづくり部】 | 平成24年度末時点で保有する棚卸資産について、平成25年度中の販売実績を検討したところ、帳簿価額と販売価額との間に大きな乖離が認められた物件があった。当該物件の概要としては次のとおりである。（イ）物件名：りんくうタウンＡ3（保安大横）（ロ）用地区分：事業用地（ハ）街区名：商業業務（二）号地：泉佐野市（ホ）面積：6,285.63㎡（へ）帳簿価額（平成24年度末、販売当時）：1,126,360千円（㎡当たり単価179千円）実際の販売価額は930,000千円（㎡当たり単価147千円）であったことから、単純に帳簿価額と販売価額との差から得られる販売に伴う損失額は196,360千円に上ることになる。帳簿価額に対する販売価額の比率（販売価額／帳簿価額）としては82％（Ａ）であった。りんくうタウンには、本監査報告書作成時点でなお55,821㎡にのぼる棚卸資産（金額5,510,306千円）が存在することから、府民に対する行政の責任として、当該差異の発生原因の分析を行い、より適切に時価評価が行われるようにその後の評価に活用すべきである（意見番号46）。 | 販売価格と帳簿価格の差異について分析をしたところ、鑑定において近隣地域の地価水準を170千円／㎡程度とし、当該物件では、商業背後地で顧客導線から外れていること、またインフラ整備が必要なこと、といった個別要因により、近隣地価水準より減額している。今後とも、より適切に時価評価に活用できるよう取引のあった物件の鑑定の分析を行っていく。 | 措置 |
| ４．出資金等の評価の検討並びにその検討結果　　 |
|  （2）　検討の結果 |
| ③　出資証券等の所在場所の把握について【商工労働部】 | 有価証券で現物のある証券については、大阪府財務規則第140条の規定により会計局を通じてりそな銀行に保護預けしているが、その際に会計局からは預かり証の交付を受けている。また、その他の書類等（例：領収書、原本が出資先で保管されている場合にはその写し等）については、会計局の金庫に保管されているケースもあれば、各所属の金庫に保管されているケースもある。このように、出資に係る書類等が保管されている場所は複数ある。この点について、商工労働部へのヒアリングによれば、担当者が全てその所在場所については把握しているが、特に書面として一覧表にしたようなものはないとのことであった。特定の担当者だけが把握しているというのでは、担当者の変更やその他不測の事態が生じた場合に、その所在を適時適切に把握できないリスクがある。そこで、個々の出資の状況や出資に係る書類等の保管場所をまとめた一覧表を作成し管理することが望まれる（意見番号47）。 | 部内各所属において、出資状況や出資にかかる書類の保管場所を取りまとめたものを一覧表等にまとめ、管理することとした。 | 措置 |
| ④　地方公共団体金融機構の純資産額【都市整備部】 | 地方公共団体金融機構へは２つの特別会計から出資され、それぞれ下水道室、港湾局が所管している。下水道室は平成23年度決算数値を基に出資金を評価し、港湾局は平成24年度決算数値を基に出資金の評価している。出資金の評価については「出資金の減額に関する取扱要領」第６条の規定により、「直近の財務諸表」により行うことが規定されているものの、決算期間中のいつ時点までに入手できた情報を決算に反映させるかという具体的なルールはない。しかしながら、評価は部局横断的に同じ資料に基づいて統一的に行う必要があるため、同じ団体に出資している所属間では、大阪府の決算上同一の直近の財務諸表に基づき出資金の評価を行っているか、相互に情報の共有を図り調整すべきである（意見番号48）。 | 平成25年度決算整理において法人出資金の評価を行う際、「直近の財務諸表」の数値を基に評価を行うべく、府の決算整理と同年度（平成25年度）の財務諸表を基に評価を行うこととした。　また、「報告書３ 出資金」及び「報告書４ 法人等出資金評価減」において、同一団体に出資している所属間で齟齬がないか確認し、適正な事務処理に努めている。 | 措置 |
| ５．貸付金の検討並びにその検討結果 |
| （3）　個々の貸付金の検討の結果 |
| 【政策企画部】①　将来負担として集計した額 | 　以下の貸付金については、回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号49）。（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 債権総額 | 内、将来負担として集計した額 |
| 災害援護資金市町村貸付金（被災者への生活再建資金の貸付） | 59,653 | 39,967 |
| 合計 | 59,653 | 39,967 |

 | 災害援護資金貸付金については、内閣府の内諾を得、平成26年３月４日付で大阪府と豊中市で３年間の履行期限の延長を締結したところ。債権額は、平成26年１月６日付で豊中市長より回収不能の場合は期限内に豊中市より償還する旨の文書を徴取していることから、回収可能と判断する。 | 措置 |
| ②　災害援護資金市町村貸付金について【政策企画部】 | 災害援護資金市町村貸付金は、阪神淡路大震災が発生した際、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下、単に「法」という。）の規定に基づき災害援護資金の貸付けの財源として、豊中市に貸付けたもの。償還期間は据置期間を含め10年であるが、阪神淡路大震災の発生から20年弱が経過しようとしている中、いまだ５千９百万円もの未済額が残っている。この間に、既に２回償還期限の延長が行われており、現時点での返還期限は平成26年３月及び平成26年９月とされている。当該貸付は市町村が事業者となって被災者等に貸付けるスキームであることから、貸付の直接の相手先は市町村である。当該貸付契約には市町村が法第13条第１項に定める免除を行った場合には、大阪府が当該市町村に対してその免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するという規定が定められている。免除の申請については、各市町村が債務者の資力と支払能力を確認し、大阪府に免除を申請するという流れとなっている。所属へのヒアリングによれば、過去豊中市から２度免除の申請があり、免除の実績があり、本貸付については、豊中市が兵庫県に近接していることから被害が大きく、これにより貸付の件数が多いこと、また、被災者の高齢化により償還が思うように進んでいないとの説明を受けた。一方で、貸付先の豊中市からは返還の内諾を得ていることから、その全額が回収可能であると判断しているとのことである。しかしながら、過去２度返還期限を延長しており、次回の返還期限についても再々延長が検討されている事実や、平成24年度の財務諸表作成時点では書面での返還の合意が取られていない点を踏まえると、当該債権については、全額回収可能であるとは判断しがたく、より慎重にその回収可能性を判断すべきであったと考える（意見番号50）。また、当該貸付金の回収可能性の判断に当たっては、個々の債務者の状況について、貸付先である市町村に照会の上、資力等の現況や今後の免除予定等も踏まえて行うべきである（意見番号51）。 | 災害援護資金貸付金については内閣府の内諾を得、平成26年３月４日付で大阪府と豊中市で３年間の履行期限の延長を締結したところ。債権回収は豊中市が債権管理条例に則し、債務者について現地調査を含めた現況調査を行い、粘り強く納付交渉を継続している。仮に回収が不能の場合は、未済額について豊中市が償還する旨の文書を平成26年１月６日付で徴取している（意見番号50、51）。償還免除については、平成26年３月26日の第186回国会 災害対策特別委員会で償還免除の質疑があり、現在、内閣府と財務省の間でその扱いを協議中である（意見番号51）。 | 措置経過報告 |
| 【府民文化部】①　将来負担として集計した額 | 以下の貸付金の一部については、回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号52）。　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 債権総額 | 内、将来負担として集計した額 |
| 大阪府大学修学奨学金貸付金（未収金を含む） | 538,452 | 16,642 |
| 大阪府育英会貸付金 | 33,138,375 | 994,151 |
| 合計 | 33,676,827 | 1,055,793 |

 | 奨学生であった者の死亡や生活困難等の理由により、回収が困難となる可能性があることから、回収可能と考えられる金額を基に評価した。 | 措置 |
| 【福祉部】①　将来負担として集計した額 | 以下の貸付金の一部については、回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号53）。（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 債権総額 | 内、将来負担として集計した額 |
| 大阪府高齢者住宅整備資金貸付金 | 37,993 | 71 |
| 大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金 | 17,434 | 17,434 |
| 大阪府介護福祉士等修学資金貸付金 | 103,609 | 103,609 |
| 大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金 | 48,009 | 48,009 |
| 合計 | 207,045 | 169,123 |

 | 「大阪府高齢者住宅整備資金貸付金」については、時効を迎えた債権（整理対象債権）は、評価性引当金に計上している。また、債権放棄にあたっては整理対象債権だけでなく、時効を迎えていない債権（回収対象債権）も併せて取組む必要があるため、回収可能な債権と回収が困難と認められる債権の見極めを行っている。「大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金」については、債権の全額を貸倒懸念債権と位置づけ、その半分について貸倒引当金を計上している。「大阪府介護福祉士等修学資金貸付金」については、交渉が難航している19名の債権額を貸倒懸念債権と位置づけ、その半分について貸倒引当金を計上している。「大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金」については、回収の可能性を見極めるための調査を府社協に依頼している。 | 経過報告 |
| ②　大阪府高齢者住宅整備資金貸付金について【福祉部】 | 当該貸付は、大阪府高齢者住宅整備資金貸付規則により昭和48年に開始されたものであり、現在は当該規則も廃止され、制度としては終了している。現在では、当該貸付金は全て当初の返済期日を迎えていることから、収入の未済として繰越調定され37,993千円全額が未収金として認識されている。所属へのヒアリングによれば、当該債権の時効期間は10年であるが、時効を迎えたものとして処理している債権については、全額回収可能性がないと判断しているが、時効を迎えていないものでも、返済見込みがないもの、若しくは返済の可能性が低いものがあるとのことであった。そもそも所属において適切に現況調査できていないことから個々の債務者の状況を網羅的に正確に追跡できていない（結果番号８）。また、時効が到来していない債権について、個々の債務者から具体的な返済計画が提出されていないものもある。そこで、今後の調査によっては回収不能と判断される可能性があり、現状の回収可能性に係る判断は網羅的に正確に行われているとはいえない。所属は個々の債務者等の状況を網羅的に正確に把握し、個々の債権について今後の回収に向けた具体的な方策を策定する必要がある（意見番号54）。また、今後同様の状況に陥らないように、定期的に債務者の現況調査をするなど、個々の債務者等の状況を網羅的に正確に把握する方策、仕組みを検討する必要がある（意見番号55）。なお、現状は個々の債権について、適切に債務者の現況把握ができていないため、回収可能性についての判断を適切に行い得ない状況であるが、過去の実績に基づく不納欠損・貸倒実績率の計算も誤っていることから、いわゆる一般債権の回収可能性の判断についても誤っている（結果番号９）。 | 返済が滞っている債務者に連絡をとり、状況把握を行っている。また、借受人、連帯保証人あるいは相続人が所在不明となっている案件については、戸籍謄本等を取寄せ所在調査を行っている（結果番号８）。返済が滞っている債務者に連絡をとり、状況把握を行っている。また、連絡が取れない債務者については、訪問を予定している（意見番号54）。返済が滞っている債務者に連絡をとり、状況把握を行っている。また、事前に相続人を把握するための調査を行っている（意見番号55）。平成25年度における一般債権に係る評価性引当金を算定するための「一般債権にかかる評価性引当金（不納欠損、貸倒）算出表」について、適切に入力を行った（結果番号９）。 | 経過報告経過報告経過報告措置 |
| ③　大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金について【福祉部】 | 当該貸付金は、大阪府が管轄する所定の施設等に従事する理学療法士及び作業療法士の充足を目的として、将来当該施設等で勤務しようとする者に対して、理学療法士等の業務に一定期間（貸付けを受けた期間に１年を加えた期間）以上従事すれば返済を免除するという条件で、修学資金を貸与するものである。昭和49年度に制度が創設され、平成10年度をもって新規の貸付けは終了しているため、現在は債権の管理だけ行われている。当該債権について検討したところ、現状所属は調査を行っているものの、債務者の状況の把握が不完全である状況が判明した（結果番号10）。債務者の個々の状況について正確に把握できておらず、また、少なくとも、過去に不納欠損の事実があるにもかかわらず、いわゆる一般債権について全額回収可能であるとする判断には疑義がある（意見番号56）。所管課は全ての債務者の現況について個別に、免除すべき事由若しくは返還を求めるべき事由に該当しているかどうかの把握を行うべきところ、債務者の現況把握が不完全であるため、返還を求めるべき事案に係る収入の調定ができていないものがある可能性がある（意見番号57）。 | 債務者17名のうち所在が判明していない９名の所在調査を行っている（結果番号10）。回収可能性については、債務者の個々の状況が把握できていないこと及び最終貸付（平成12年度）から相当の期間が経過していることから、債権総額の全部を一般債権ではなく貸倒懸念債権と位置づけ、その半分について貸倒引当金を計上した（意見番号56）。所在が判明していない９名の調査を行うとともに、返還を求めるにあたっての法的課題を整理・検討している（意見番号57）。 | 経過報告措置経過報告 |
| ④　大阪府介護福祉士等修学資金貸付金について【福祉部】 | 当該貸付金は、大阪府が管轄する所定の施設等に従事する介護福祉士等の充足を目的として、将来当該施設等にて勤務しようとする者に対して、介護等の業務に一定期間（原則７年間）以上従事すれば返済を免除するという条件で、修学資金を貸与するものである。平成５年度に制度が創設され、平成20年度をもって新規の貸付けは終了しているため、現在は債権の管理だけ行われている。当該債権について、検討したところ、介護等の業務に従事していることを毎年度確認しているが、債務者の一部から回答がなく、所属において現況の把握ができていないものがあるため、当該所属が行った当該債権の回収可能性の判断については、疑義が残る（意見番号58）。全ての債務者について個別に、免除すべき事由若しくは返還を求めるべき事由に該当しているかどうかの把握を行うべきところ、一部に漏れがあるため、返還を求めるべき事案に係る収入の調定ができていないものがある可能性がある（意見番号59）。 | 債務者に対して、介護等の業務に従事していることを確認するための現況調査を毎年度実施しているが、当該調査に回答しない者及び所在が不明な者が平成26年度当初19名いた。この19名の貸付総額を貸倒懸念債権として位置づけ、その半分について貸倒引当金を計上した（意見番号58）。債務者に対して、介護等の業務に従事していることを確認するための現況調査を平成26年度も実施しているが、現時点で当該調査に回答しない者が９名いる。これらの者が免除すべき事由若しくは返還を求めるべき事由に該当しているかどうか把握を行うため、現在、連帯保証人あてに通知文書を送付するなどして債務者個々の状況把握に努めている（意見番号59）。 | 措置経過報告 |
| ⑤　大阪府母子福祉小口資金貸付金について【福祉部】 | 当該貸付金は、大阪府における母子家庭並びに寡婦に対して必要な貸付けを行うために、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会に対して貸し付けられたものである。昭和52年から制度が開始し、昭和63年に至るまで複数回貸付けが行われている。昭和63年８月４日の大阪府母子福祉小口資金貸付契約書において、同連合会が大阪府に対して貸付金総額として35,500千円の債務を負っていることを双方で確認し、これまで残高の変動なく現在に至っている。返済期限や貸付金の返還方法は具体的に明示されておらず、同契約書によれば、契約の期限は事業の廃止までの日とされ、事業を廃止した場合には資金の返還について両者の協議のうえ行うものとされている。同契約書第４条第１項の規定に従い、同連合会は毎年の貸付けの状況を大阪府に報告していることから当該報告の内容を検討したところ、平成23年度末から平成24年度末にかけて新たに同連合会から地区母子会への貸付けは行われておらず、同連合会に19,021千円ほどの資金が留保されていた。所属は、本事業において平成24年度末現在19,021千円ほどの資金が同連合会内部において留保される現状でもなお、同連合会に対して35,500千円の貸付けを継続する必要性を改めて検討すべきであると考える（意見番号60）。 | 今後の本資金の貸付の継続・終了について検討を行うため、平成26年３月、（社福）大阪府母子寡婦福祉連合会に対し、傘下の市郡母子会への貸付状況等調査の実施について依頼を行った。　現在、同連合会において、全ての市郡母子会を対象に、既存の貸付残高（債権）の回収状況及び回収見込み、今後の新規貸付ニーズ、不良債権化した場合のリスク負担等を個別に聞き取り調査を行っているところであり、その結果を踏まえ継続等について総合的に検討を行う。 | 経過報告 |
| ⑥　大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金について【福祉部】 | 当該貸付金は、大阪府下における身体障がい者の自立の促進と生活の安定を図ることを目的として、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下、「大阪府社協」という。）が行う貸付事業に必要な資金を貸し付けたもの。昭和47年に制度が開始してから、総額で250,500千円の貸付けが無利息で行われているが、平成24年度末でなお48,009千円の貸付金の残高がある。本制度は昭和61年に終了している。事業の実施主体は大阪府社協であるため、大阪府社協から借主に貸付けされ、借主からの返済額をもって大阪府に償還される。（イ）回収可能性の判断について過去５年間の当該貸付金の残高の推移は次のとおりである。（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 回次 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 残高 | 48,729 | 48,534 | 48,180 | 48,111 | 48,009 |

上記のとおり、過去５年間で償還を受けた額は１百万円にもみたない状況である。所属へのヒアリングによれば、制度開始後既に40年以上経過しようとしている状況で、債務者も相当高齢化が進んでいるとのことであり、今後当該債権の回収整理に向け検討を進めているとのことであったが、現状当該債権は全額回収可能であると判断されている。しかしながら、大阪府社協から借主への貸付けの条件は、貸付け後１年間の措置期間を置き、その後８年以内に償還するというものであることから、客観的にみても今後の回収は相当難しいものと考えられる。これらの状況を受け、当該債権については、少なくとも、全額回収可能であるとは判断しがたく、より慎重にその回収可能性を判断すべきであったと考える（意見番号61）。（ロ）大阪府社協に対する調査や報告の必要性について大阪府社協と締結されている大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金貸付契約書第４条第２項には、本貸付けについて必要な調査をし、報告を求め必要な指示をすることができると規定されているものの、少なくとも本監査の対象年度である平成24年度中の記録からは過去に大阪府社協に調査等が行われた実績はなかった。この点について、所属へのヒアリングによれば、平成25年度からは債権の回収に向け、大阪府社協と連携を進めながら、まず債務者の現況を精査し、債務者の現状を正確に網羅的に把握するための取組みをしているとのことであった。本債権について、将来に府民の負担が生ずる結果とならないように、過去に大阪府社協の債権管理や債権回収に係る事務について所属が更に掘り下げた調査をし、報告を求めることも必要であったと考える（意見番号62）。（ハ）貸付金と未収金の勘定科目の使い分けについて大阪府の決算上、貸付金については、返済期限を迎え歳入の調定を行ったもののうちその収入が未済となったものが未収金として認識される。しかしながら、そもそも本貸付金について、大阪府社協から借主への貸付期間は、最大でも９年であることから実質的に大阪府社協との間の返済期限は到来しているものと考えるのが適切である。現状は債務者が大阪府社協に貸付金を返済して大阪府に報告のあった時点で調定を実施しているが、大阪府社協が債務者に対する貸付金を全額未収入金として取り扱っている状況は、大阪府にとっても実質的には返済期限が到来し、収入の未収が発生している状況と考えるべきである。そこで、現状貸付金として認識されている48,009千円については、本来、過去に収入の調定を実施すべきものであったと考えられる。そこで、改めて既存の取扱いの是非について検討されたい（意見番号63）。 | 当該貸付金については償還期限を大幅に経過しており、かつ、貸付対象者は身体障がい者であり、事業を営むに必要な資金の融資を、他から受けることが困難であることから、意見のとおり、回収が難しいケースが多いと認識している（意見番号61）。平成25年度より大阪府社協と債権管理等についての打ち合わせを実施しており、今年度においては現時点での債務者の居所確認を行うように、府社協に依頼している（意見番号62）。今後、大阪府社協と調整のうえ、検討する（意見番号63）。 | 経過報告経過報告経過報告 |
| ⑦　大阪府社会福祉事業振興対策貸付金について【福祉部】 | 本貸付金は、大阪府下における民間社会福祉施設の事業の振興に資するため、必要な資金を貸し付け、社会福祉事業の振興を図ることを目的として、大阪府が（社福）大阪府社会福祉協議会に対して貸し付けたものである。直接の貸付先は（社福）大阪府社会福祉協議会であるが、同協議会は大阪府の承認を経て設けられた規程に基づき、大阪府からの借入れを原資にさらに大阪府下の社会福祉法人に貸付けされている。平成24年度末現在、大阪府社会福祉事業振興対策貸付金として同協議会に対する貸付金の残高総額989,718千円のうち、同協議会から社会福祉法人には約686,383千円が貸付けられており、大阪府の貸付金の約３割に相当する約303,335千円が同協議会の内部に留保されている状況。本事業において平成24年度末現在で約303,335千円の多額の資金が（社福）大阪府社会福祉協議会に留保されている。所属は、現状の貸付けのニーズを十分に踏まえ、留保額の大阪府への繰上げ償還の検討を進めるべきである（意見番号64）。 | 大阪府社会福祉協議会と協議を行った結果、本貸付は平成22年度以降、新規貸付実績がないものの、新たな貸付需要が発生した場合に備え、平成33年度末に償還予定の202,000千円を平成25年度末に繰上げ償還させた。また、本貸付制度の必要性についても、今後２年間を目途に見極め、あらためて協議することとした。 | 経過報告 |
| ⑧　間接貸付けについて【福祉部】 | 最終の借主に対して大阪府が直接貸付けするものを「直接貸付」、最終の借主に対しては大阪府から借入れをした貸付事業の実施主体が貸付けを行うものを「間接貸付」とすると、「間接貸付」の多くが債権放棄、不納欠損処理等で回収不能な状況にある。これらの状況を受け、福祉部は、間接貸付の形態を取る貸付制度について、今後の運用方法を改めて見直しする必要があると考える。貸付けという形態を取っている以上、補助金と異なり、返済が原則である。そのために、既存の制度については、直接の貸付先との契約の場合には通常定められるべき項目や内容と照らし合わせて、当該制度においても同様の定めとなっているか再度点検を行うとともに、今後の回収に向けた取組みを貸付先と十分に協議することが必要である（意見番号65）。また、現状は所属が新規貸し付けの際の償還期限や利率等の貸付条件、償還方法、免除方法等を検討し決定しているが、今後、新規での貸付けが発生する際には、これら新規貸し付けの際の償還期限や利率等の貸付条件、償還方法、免除方法等の決定に当たって部としての基本方針を定める必要があると考えられる（意見番号66）。 | 　既存制度については、各債権ごとに点検を行うとともに、回収状況や今後の見込みなど、貸付先に報告を求めており、今後の債権回収に向けた取組について、協議を行っている（意見番号65）。今後、新規に貸付制度を創設するにあたっては、基本的な方針のもと創設することとする（意見番号66）。 | 措置経過報告 |
| 【健康医療部】①　将来負担として集計した額 | 以下の貸付金の一部については、回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号67）。（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 債権総額 | 内、将来負担として集計した額 |
| 大阪府看護師等修学資金貸付金（未収金を含む） | 1,388,027 | 830,528 |
| 同貸付金に係る延滞利息 | 16,125 | 244 |
| 合計 | 1,404,152 | 830,772 |

 | 評価性引当金においては、会計局が策定した評価性引当金取扱要領（平成23年３月30日会計第3897号）に基いて算定し、評価を行った。また、債務者及び連帯保証人への催告を行うとともに「債務承認及び分割納付誓約書」においては、納付予定日までに納付を行わなかった場合には、支払督促の申立てなどの法的措置の手続きを行う旨を明記しており、引き続き着実な債権回収に努めている。 | 措置 |
| ②　大阪府看護師等修学資金貸付金について【健康医療部】 | 大阪府看護師等修学資金貸付金は、府内の民間立の看護師等養成施設に在学中の学生であって、かつ卒業後に大阪府内の病院・診療所等所定の医療機関において看護職員として就職を考えている者の修学を支援する制度である。免除対象となる施設で５年間勤務した場合には貸付けの返還が免除されることになる。所属へのヒアリングによれば、過去の免除の実績はおよそ７割程度とのことである。平成24年度末時点での当該貸付金の残高は1,388,027千円であるが、このうち33,986千円は貸付金の償還期限が到来しているにもかかわらず償還されていない。現在の未収金の中には、昭和46年から回収が遅延し滞留しているものがあり、回収が極めて困難と考えられるものが含まれていた。過去には最大で600件程度の貸付けがあったが、手作業によって管理していたこと等から、情報が適切に整理されていなかったことが債権の回収が適切に行われず滞留してしまった一因である。また、債権の回収について、これまで事務処理マニュアルや事務フローを明確に定めたものがなかったため、定期的な催告等の事務処理ができていなかったことも、多数多額かつ長期間の遅延が発生し多額の未収金が残ってしまった現状を誘発したものと思われる。さらに、これまではいわゆる現況調査は卒業してから４年目にのみ実施していたが、これではこの間に退職して所在が不明になることも多々あったのではないかと考えられる。なお、現状所属では自宅訪問までは実現できていないとのことであった。現状では十分に債務者の現況把握が行われておらず、債権の回収可能性の判断が適切に行われているとはいえない。適切に債権の回収可能性を把握するために、早急に債務者の現況について把握すべきである（意見番号68）。なお、現在はデータベースソフトによる情報の整理、定期的な催告、正確な現況調査に向けた取組みを行っているところであるが、少なくとも、未収となっている貸付金33,986千円及び同貸付金に係る延滞利息16,125千円について、時効が到来したものが、平成25年６月度で元本部分8,556千円、延滞利息244千円あることが判明している。これらの回収は極めて困難であると考えられることから、適切な債権の回収可能性の判断を経て、債権整理の促進を図るべきである（意見番号69）。平成23年度から回収困難債権引受け業務により税政課債権特別回収・整理グループが引き受け、債権回収又は整理に向けた処理に取り組んできたが、今後は、債権回収・整理マニュアルをはじめ、債権特別回収・整理グループから所属が引き継いだ債権管理に関するノウハウや知識を活用し、積極的に債権の回収及び整理に取り組んでいくことが必要である（意見番号70）。 | 平成26年３月に「大阪府看護師等修学資金貸付金債権管理・回収・整理マニュアル」を作成した。 平成26年４月から、本マニュアルに則り納入通知後、督促期限を過ぎてもなお債務のある滞納者に対し、マニュアルに則り、定期的な催告に努めている。　平成16年度以降の貸与者の状況をデータベース化し、未調定などの処理できていない貸与者を抽出し、返還手続きなどの履行について、最終　　催告書を送付するとともに、回答や手続きのない貸与者に対しては、調定を行い納入通知書を送付した。順次、平成17年度以降も進めているところ。また、卒業時及び卒業後４年目のみ行っていた就業状況等の調査については、平成26年度以降、卒業時及び卒業後4年目まで毎年実施し、早期に正確な債権者の確定を行う（意見番号68）。平成26年度の債権回収・整理計画に基づき対応しており、整理対象債権の整理事務については、工程表を作成し、手続きを行っている（意見番号69）。整理事務の進捗管理や回収困難なケースについては、税政課と連携、相談しながら今年度の目標達成に向けて取り組んでいる（意見番号70）。 | 措置措置措置 |
| 【商工労働部】①　将来負担として集計した額 | 以下の貸付金の一部については、回収できない若しくは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号71）。（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 債権総額 | 内、将来負担として集計した額 |
| 中小企業高度化資金貸付金 | 8,506,945 | 8,750 |
| 合計 | 8,506,945 | 8,750 |

 | 中小企業高度化資金貸付金のうち、今般、将来負担として集計された部分については、当該貸付先に対する償還条件の変更を行っている状況をふまえて債権評価し、平成25年度決算の財務諸表において、府の評価性引当金取扱要領に基づき、当該貸付先にかかる25年度末残高（期限未到来額）の50％に相当する額を貸倒引当金として計上した。【参考】監査時点では当該貸付先にかかる残高は17,500千円であったが、その後、平成25年度分の返済が約定どおり行われたことから、25年度末残高は10,000千円となった。このため、監査時において将来負担として集計された8,750千円（残高の50％）について、25年度決算の財務諸表においては5,000千円を貸倒引当計上した。 | 措置 |
| ③　貸付けについて【商工労働部】 | （株）大阪繊維リソースセンターに対する貸付金については、同社の特別精算の申立てを受け、平成24年11月28日付で15億１千６百万円の債権放棄をしている。また、貸付金以外にも５億８千万円の出資を行っていたことから、大阪府の損害額としては実に20億円にものぼる。債権放棄に際しては、議会の議決が必要であることから、債権放棄に当たってさまざまな議論がなされたものと思われる。（株）大阪繊維リソースセンターに対する出資者や債権者は大阪府以外にも多数存在しているが、大阪府が被った損害額が出資者や債権者の中では最も大きかった。平成21年度のリーマンショックにより売上げが急激に減少したことが事の発端であるということであるが、そもそも事業規模や将来の業績の見通しに比して貸付額が多額であったのではないか、返済が見込まれない先に貸付けを繰り返したのではないか、という疑念がある。また、将来の事業計画の合理性の検討やその妥当性について見極めが不十分であったのではないかという疑念もある。加えて、平成８年４月１日に契約変更を行っているが、当初は年2.1％の利率を設定していたものを無利息にし、また、３年据置後の返済を予定していたものを13年間の据置きとするなど、同社に有利な変更ばかりがなされた。その上で、さらに同じ平成８年度には15億に上る追加貸付けを貸付期間が25年で無利息という条件で行っているが（平成９年３月31日付）、結果的に平成24年11月28日にはほぼ同額の15億円にも上る債権放棄が行われている。本件を今後の教訓として活かすことが必要である。そこで、貸付を行った際の意思決定過程や、債権者として行った事業計画の合理性や妥当性の検討過程や結果を、事後的にも確認できるよう十分に整理しておく必要がある（意見番号72）。 | 担当課において、貸付を行った際の意思決定の書類等について、取りまとめ整理した。 | 措置 |
| 【環境農林水産部】①　将来負担として集計した額 | 以下の貸付金（未収金に振り替えられた額を含む。）については、回収できない蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号73）。（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 債権総額 | 内、将来負担として集計した額 |
| 経営改善資金等貸付金（Ｍ社）（未収金を含む） | 2,539,000 | 1,269,500 |
| 合計 | 2,539,000 | 1,269,500 |

 | 本債権については、現時点で客観的な回収可能額や担保評価額を算定できないため、財務諸表作成基準に規定する貸倒引当金についての取り扱いを定めた「評価性引当金取扱要領」第５条第４項（要引当金額について見積高を算定する特段の方法が存在しない場合は、債権額から当該債権に対する担保又は保証の金額を差し引いた残額の半額を要引当金額とする）に基づき、債権額の半額を引当金として算定したものである。 | 措置 |
| ②　経営改善資金等貸付金（Ｍ社）について【環境農林水産部】 | 大阪府はＭ社に対して、25億３千９百万円もの多額の貸付けを有している。平成14年４月５日の金銭消費貸借抵当権設定契約に基づき、平成14年４月10日、平成15年４月1日及び平成16年４月１日の３回に分けて貸付けを実行し、平成25年３月31日から毎年２億５千３百90万円ずつの償還を受けるはずであった。しかしながら、第１回目の返済期日（平成25年３月31日）以降一切返済がなかったため、平成25年３月末には既述のとおり当初貸付額である25億３千９百万円もの多額の貸付金が残高として残っている。貸付金の回収可能性の検討や債権の保全の観点からは次のような問題がある。（イ）所属は平成24年度決算に係る貸付金の回収可能性の検討に当たって、直近の決算書を入手していなかった（結果番号11）。 | 直近の平成24年度の決算書については、平成25年６月以降口頭で提出を求めていたが、会社から提出がなかったため、25年11月15日付けで書面により提出を求めたところ、12月４日に提出されたものである。 | 措置 |
| ③　沿岸漁業改善資金貸付金の延滞金について【環境農林水産部】 | 大阪府では、分割返済の定めのある貸付金の延滞については、それぞれの返済について、当初の返済期日の翌日から返済があった日までの元本相当額に対する延滞金を、返済毎に計算認識し、調定している。しかしながら、環境農林水産部の沿岸漁業改善資金貸付金については、分割返済の期限に遅延しその後返済があった額について、延滞金が認識されていないものがある（結果番号12）。 | 当該延滞金については、原則元本が完納された時に確定した延滞金の調定を行う旨会計局より確認しており、当該確認内容に基づき事務処理を行っている。 | 措置 |
| ７．固定資産（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果 |
|  （2） 検討の結果 |
| ②　処分費用見込額の見積りに当たっての指導について【財務部】 | 大阪府の減損処理取扱要領によれば、減損の認識に用いられる正味売却価額は「資産の時価から処分費用見込額を控除して算出される価額」（要領第２条（４））、処分費用見込額は「類似の資産に関する過去の実績や処分を行う業者からの情報を参考に見積るもの」（要領第２条（６））とされている。平成24年度の減損会計の全適用事例を検討したところ、その全てにおいて処分費用見込額は見積困難とされており、いずれのケースにおいても処分費用見込額は見積もられていなかった。財産活用課は、減損処理取扱要領に「処分費用見込額」が定義付けられた趣旨を十分斟酌し、今後各部局等が処分費用見込額を適切に見積もることができるよう、指導することが望まれる（意見番号78）。 | 処分費用見込額の適切な算出手法については、過去の建物撤去事例等を参考に引き続き研究していく。 | 経過報告 |
| ③　評価の実務について【財務部】 | 固定資産と同様に、時価を算出して帳簿価額と比較するという決算の実務が行われるものには棚卸資産がある。大阪府ではこれまで、当然のことではあるが固定資産や棚卸資産について時価を算定するという実務は行われていなかったことから、評価という実務が定着するには一定の期間と経験が必要である。固定資産や棚卸資産の時価については見積もりの要素が介入するため絶対的なものではない。だからこそ、より適切な方法が継続して検討されるべきであると考える。そこで、財産活用課は、固定資産等の評価がより適切に行われるよう、その時価の算定方法について、これからの各部局や各所属に継続して指導することが望まれる（意見番号79）。 | 減損を判定する際の時価については、減損処理取扱要領において、鑑定価格などによる観察可能な市場価格の算出が困難な場合には、台帳に登録されている現在価額とすることができるとしている。現在価額とは、取得価額に毎年地価公示等に基づく修正率を乗じて算出するもので、推定時価と捉えられる価額であり、今後とも要領の趣旨を踏まえ、時価が適切に算定されるよう指導していく。 | 措置 |
| ④　公有財産台帳上の記録について【都市整備部】 | 公有財産台帳の取得年月日について、次のとおり不合理なものが認められた（結果番号13）。評価の時点修正を正確に行うためにも、評価の妥当性を検証するためにも、公有財産台帳上の取得年月日が正確であるかの点検を行う必要がある（意見番号80）。　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名称 | 取得年月日 | 取得価額 |
| 竜華水みらいセンター | 明治22年６月７日 | 10,293,251,000 |

 | 平成26年９月、竜華水みらいセンターの用地について、土地登記簿上の登記年月日と公有財産台帳上の登記年月日が合致しているか点検を実施し、点検の結果、相違していたものについては、公有財産台帳の修正を行った。今後の登録処理にあたっては、厳密なチェックを行い正確に登録していく（結果番号13、意見番号80）。 | 措置 |
| 11．未収金に係る延滞金及び延滞金相当の遅延損害金について |
| 【商工労働部】 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部局名 | 所属 | 債権分類 | 債権名 |
| 商工労働部 | 特区・立地推進課 | 私債権（貸付金以外） | 企業立地促進補助金返還金 |

延滞金等の金額を常に把握していない以下の所属においては、延滞金等も未収の状況とともに把握を行い、債権回収に向けた督促や交渉等の過程で適時に債務者に情報提供できるような状況にしておくよう、努めるべきである（意見番号81）。 | 日付を入力することで直ちに延滞金等が算出できる計算表（エクセルシート）を作成した。 | 措置 |